

受章

高齢者叙勲（敬称略）  
【秘書広報課】

- ▶瑞宝双光章  
相田 英伸 元 公立中学校長  
小弓場 薫 元 公立中学校長

上下水道

グリーストラップの定期的な点検・清掃をお願いします  
【下水道課】

グリーストラップとは、厨房などから出る油分を多く含んだ排水から、油分を分離して取り除くための装置のことで、飲食店・食品製造所などに設置が義務づけられています。



適切な維持管理をしなければ、悪臭が発生したり、下水道管が詰まったりして、浄化センターの処理機能に悪影響を与えますので、定期的な点検・清掃をしていただく必要があります。  
維持管理の適正化を図るため、市職員が巡回する場合がありますので、確認にうかがった時にはご協力をお願いします。  
☎下水道課 ☎33-3150

貯水槽は定期的に点検・清掃しましょう  
【水道施設課】

家庭やビル・マンションで、小規模な貯水槽（貯水容量10㎡以下）を使用している場合、1年以内ごとに1回の点検・清掃および水質検査を設置者が行わなければなりません。  
貯水槽は定期的に点検・清掃を行い、安全な施設と水質の確保に努めてください。  
☎水道施設課 ☎33-2861

税

休日と夜間の納付・納税相談  
【税務課】

- ▶相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）
  - 3月23日(日) 8:30～12:00
  - 3月26日(水) 17:15～19:00※令和7年4月からは偶数月のみの開設となります。
- ▶場所 下記窓口  
☎税務課 収納係 ☎33-6109

納期限のお知らせ  
【税務課】

- ▶3月31日(月)
  - 後期高齢者医療保険料……………9期
  - 介護保険料……………9期

市税の納付忘れはございませんか  
【税務課】

市民の皆さんに納めていただく市税は、教育や福祉、医療など社会での助け合いや、道路・上下水道・公園などの整備、防災や安心安全に関わる公的サービスなど、生活をするための快適な社会空間を維持、発展させるために使われる大変貴重な財源です。  
納期限内の納付にご協力ください。  
▶口座振替はインターネット上での手続きが便利です。インターネットから手続きが可能です。市役所や金融機関に出向く必要がなく、書類の記入や押印も不要です。右の二次元コードから手続きしてください。  
▶市税は納期限内に納付しましょう。市税は、自主的に納期限内に納付することが原則です。納付されない場合は、督促手数料と延滞金も合わせて納める必要があります。  
▶困った時は相談してください。病気や失業など、やむを得ない事情で納付が間に合わない場合は、下記まで相談してください。  
☎税務課 収納係 ☎33-6109

広告

市営住宅の入居者を募集します

市では、6月入居分の市営住宅の入居者を下記のとおり募集します。申込資格など詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問い合わせください。  
【建築住宅課】



- ▶入居予定日 6月30日(月)
- ▶必要書類および申込方法  
窓口配布の申込書（市ホームページでも入手可）に記入の上、持参または郵送（受付期間内必着）で申込んでください。オンライン申請もできます。
- ▶申込受付期間  
3月3日(月)～4月4日(金)  
※土・日曜、祝日を除く 8:30～17:15

| 住宅名  | 所在地    | 構造等   | 建設年度  | 募集戸数 |     | 家賃月額（円）       | 間取り | 便所 | 単身入居 |
|------|--------|-------|-------|------|-----|---------------|-----|----|------|
|      |        |       |       |      | 優先枠 |               |     |    |      |
| あけぼの | 神野々103 | 簡耐2階建 | 昭和50年 | 2    | 1   | 17,700～24,900 | 3DK | 和式 | 可    |
| 神野々  | 神野々346 | 簡耐2階建 | 平成2年  | 1    | 0   | 23,800～46,800 | 3DK | 洋式 | 可    |

※優先枠…母子・父子世帯や多子世帯などは、入居者の選定について優先的な取扱いを受けられます。  
※単身入居…特例単身者に該当する世帯の人は、単身での入居も可能です。  
※市営住宅の家賃…入居者の所得額などによって毎年改められます。（上表は、令和6年度の家賃額です）

- ▶申込み・問合せ  
〒648-8585（住所記入不要）  
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115



◀市営住宅入居者募集ページ

令和7年度特定健康診査について

橋本市国民健康保険に加入している40歳から74歳の人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。生活習慣病予防のためにも必ず受診しましょう。受診券は3月下旬ごろに送付します。  
【いきいき健康課】



- 対象
  - 令和7年度に40歳～74歳の人（昭和26年4月1日～昭和61年3月31日生まれ）
  - 令和7年度に75歳になる6月～翌年3月生まれの人（昭和25年6月1日～昭和26年3月31日生まれ）※75歳の誕生日の前日まで、橋本市国民健康保険の特定健康診査を受診できます。  
※75歳の誕生日以降は、和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療の健康診査を受診してください。
- 期間 4月～12月末
- 費用 500円
- 注意事項  
橋本市国民健康保険の資格を喪失した人、令和7年度に橋本市国民健康保険脳ドックを受診される人は、特定健康診査を受診することができません。
- 問合せ  
いきいき健康課 ☎33-6111

特定健康診査受診キャンペーン実施中！

令和7年度の特定健康診査を受診された人には抽選で健康グッズなどをプレゼントします。また、4月～8月に受診すると当選確率が上がりますので、お早めに受診してください。

